|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課長 | 副課長 | 担当係長 | 担当者 |
|  |  |  |  |

 決裁日：　　　　年　　月　　日 （謝金様式１）

臨時業務依頼申請書

 申請日：　　　　 年　 　月　 　日

 申請者氏名：

1. 業務内容・必要理由等

|  |
| --- |
|   |

1. 業務実施者数 名
2. 業務依頼期間 　　 年 月 日 ～ 　　 年 月 日

※1　任意様式による業務予定日および業務予定時間を添付してください。

※2　同一日，同一時間帯に複数の謝金業務を依頼し，重複して謝金を支給することはできません。

1. 支給金額（概算金額）

 　単価 円 × 時間 ＝ 円

 　単価 円 × 時間 ＝ 円

 　単価 円 × 時間 ＝ 円 合 計 円

1. 予算区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所管コード |  | 所管名称 |  |
| 目的コード |  | 目的名称 |  |
| プロジェクトコード |  |
| プロジェクト名称 |  |

1. 業務実施場所
2. 外国人雇用状況届出書の提出

□　外国人雇用に該当し届出が必要となりますので，別添の外国人雇用状況届出書（雇用対策法施行規則　第１０条関係の様式３号）により，届出願います。

-----以下，事務記載欄-------------------------------------------------------------------------

①□　　　月末までに雇入れ及び離職について届出（提出は離職日以降となります）。

②□　　　月末までに雇入れについて，　　月末までに離職について届出。

※外国人雇用状況届出書は，「雇入れ，離職の場合ともに翌月の末日まで」にハローワークに提出する必要があります。そのため，雇入れ日と離職日が同月中に属する場合や，二か月に及ぶ場合であっても離職の届出を当月中に確実に行うことができる場合は，雇入れ及び離職を１枚の届出書により届け出ることができますので①にチェックを入れてください。その他の場合，雇入れと離職の都度，それぞれ届出を行うことになりますので，②にチェックを入れて雇入れ届出用，離職届出用の２枚の外国人雇用状況届出書を添付してください。

→裏面に【留意事項】が記載されています。

|  |
| --- |
| 【留意事項】Ⅰ　臨時業務として依頼できる範囲教育・研究及び事務を行ううえで必要な臨時的用務であって，1ヵ月の業務日数が常勤職員の３/４（15日）以内，かつ，1日の業務時間が8時間以下で1週の平均業務時間が30時間未満である場合であり，業務期間が60日以内であるもの。 また，上記の基準の外に下記の項目についても，留意のうえ，業務を依頼願います。・ 原則として，午後10時から午前6時までの間を除くこと。・　用務の内容は，危険性を伴わないものであること。・　学生等に業務を依頼する際は，授業等に支障のない時間帯とすること。　※　労働時間が6時間を超える場合においては，途中に少なくとも45分の休憩時間が必要となります。Ⅱ　業務実施者に，具体的な業務の内容等を十分に説明したうえで業務を依頼し，**業務実施者から「臨時業務確認書」（謝金様式2）を記載してもらい，本申請書とともに事務担当係へ提出願います。**なお，同一日の同一時間帯に，複数の謝金業務（ＴＡ，ＲＡ，チューター等の業務を含む）を依頼し，重複して謝金を支給することはできないため，業務依頼時に，同じ業務期間に他の謝金業務等に従事することがないか，業務実施者に確認し，他の謝金業務等に従事する場合は，重複時間帯が生じないよう適切なスケジュール管理を行ってください。万一，重複支給があった場合，業務実施者に対して返金を求めることになる場合があります。Ⅲ　日々の業務実施を確認し，業務実施者に対し，「臨時業務実施報告書」（謝金様式3）に業務の内容及び実施時間を直筆で記載するよう指示願います。Ⅳ **当月の業務終了後，業務実施者から提出される「臨時業務実施報告書」（謝金様式3）の内容を確認し，業務依頼者として記名・押印したうえで，業務実施者に交付し，必ず事務担当係へ提出するように指示願います。**Ⅴ　外国人雇用状況届出書には，在留カードの写し（表面及び裏面）を添付してください。裏面に資格外活動の有無に関する記載がない場合は，パスポートの該当箇所の写しを添付してください。Ⅵ　７．外国人雇用届出書の提出について，①と②の事例は以下のとおり。①に該当する例：４月１０日に雇入れて４月２４日に離職し，その届出を５月３１日までに行う場合。４月１０日に雇入れて５月１０日に離職し，その届出を５月３１日までに行う場合。②に該当する例（①に該当しない例）：４月１０日に雇入れて５月３１日に離職し，その届出を６月３０日までに行う場合。４月１０日に雇入れて６月１０日に離職し，その届出を６月３０日までに行う場合。 |